

議案第17号

沼田市建築基準法関係手数料条例の全部を改正する条例について

沼田市建築基準法関係手数料条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市建築基準法関係手数料条例

沼田市建築基準法関係手数料条例（平成２０年条例第１０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条の規定に基づき建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「令」という。）の規定により申請又は通知をする者のためにする事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条 この条例で使用する用語は法及び令で使用する用語の例による。

（建築物に関する確認申請手数料等の額）

第３条 法第６条第１項の規定により確認を申請する者又は法第１８条第２項の規定により計画を通知する者（以下「法第６条第１項の規定により確認を申請する者等」という。）は、申請又は通知１件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
３０平方メートル以内のもの	１万円
３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のもの	１万６，０００円
１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のもの	２万６，０００円
２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	４万円
５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	６万９，０００円
１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	８万７，０００円
２，０００平方メートルを超え１万平方メートル以内のもの	１６万８，０００円
１万平方メートルを超え５万平方メートル以内のもの	２８万２，０００円
５万平方メートルを超えるもの	５５万９，０００円

２ 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める

面積について算定する。

(1) 建築物を建築しようとする場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

(2) 法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による建築基準関係規定に適合することの確認（第4号、第4項第2号並びに次条第1項第2号及び第2項第2号において「確認」という。）を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合（同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。）においては、第1項の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額（当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額）の手数料を納付しなければならない。

建築物	特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
1戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	1万1,000円
	200平方メートル以上のもの	1万3,000円
1戸建ての住宅以外の住宅	300平方メートル未満のもの	2万2,000円
	300平方メートル以上のもの	3万4,000円

4 法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第1項及び前項の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 昇降機を設置しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万4,000円

（小荷物専用昇降機については、9,000円）

(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しようとする場合 1万円

（小荷物専用昇降機については、8,000円）

（昇降機及び工作物に関する確認申請手数料等の額）

第4条 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 昇降機を設置しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万4,000円

（小荷物専用昇降機については、9,000円）

(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しようとする場合 1万円

（小荷物専用昇降機については、8,000円）

2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定により確認を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 工作物を築造しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万3,000円

(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造しようとする場合 8,000円

（建築物に関する完了検査申請手数料等の額）

第5条 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者又は法第18条第20項の規定により完了した旨を通知する者（以下「法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等」という。）は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額

30平方メートル以内のもの	1万5,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1万9,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2万6,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	4万円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	6万9,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8万6,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	14万9,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	23万7,000円
5万平方メートルを超えるもの	46万1,000円

- 2 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等が納付すべき手数料の額は、当該申請又は通知に係る建築物のうちその工事に特定工程を含む建築物がある場合で、当該建築物の全てが法第7条の3第5項、第7条の4第3項又は第18条第30項の規定により建築基準関係規定に適合することを認められているときは、前項の規定にかかわらず、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	1万4,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1万8,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2万5,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	3万9,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	6万8,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8万3,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	13万9,000円

1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	22 万 7, 000 円
5 万平方メートルを超えるもの	45 万 1, 000 円

3 前 2 項の表に規定する床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。

4 法第 7 条第 1 項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、第 1 項又は第 2 項の手数料のほか、申請又は通知 1 件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金額
30 平方メートル以内のもの	3, 000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	4, 000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	5, 000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	8, 000 円
500 平方メートルを超え 1, 000 平方メートル以内のもの	1 万 3, 000 円
1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル以内のもの	1 万 7, 000 円
2, 000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	2 万 9, 000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	4 万 7, 000 円
5 万平方メートルを超えるもの	9 万 2, 000 円

5 法第 7 条第 1 項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、第 1 項又は第 2 項及び前項の手数料のほか、当該昇降機 1 基につき、手数料として 1 万 8, 0

00円（小荷物専用昇降機については、1万4,000円）を納付しなければならない。

（昇降機及び工作物に関する完了検査申請手数料等の額）

第6条 法第87条の4又は第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 昇降機を設置する場合 1万8,000円（小荷物専用昇降機については、1万4,000円）

(2) 工作物を築造する場合 1万3,000円

（建築物に関する中間検査申請手数料等の額）

第7条 法第7条の3第1項の規定により中間の検査を申請する者又は法第18条第28項の規定により終了した旨を通知する者は、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	1万4,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1万5,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	2万円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	2万5,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	3万9,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	5万1,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	11万3,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	17万6,000円
5万平方メートルを超えるもの	36万2,000円

2 前項の表の床面積の合計は、中間の検査を行う部分の床面積について算定する。

（許可申請等の手数料の額）

第8条 次の表に掲げる者は、同表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければな

らない。

申請者区分	金額
法第7条の6第1項第1号又は第2号及び第18条第38項第1号又は第2号（それぞれ法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による認定を申請する者	12万円
法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請する者	5万円
法第43条第2項第1号の規定による建築の認定を申請する者	3万3,000円
法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可を申請する者	12万円
法第86条第1項の規定による複数建築物に関する特例の認定を申請する者	建築物の数が2である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定を申請する者	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定を申請する者	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築

	等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定の取消しを申請する者	6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を申請する者	2万7,000円
法第86条の8第1項の規定による2以上の工事の全体計画に関する特例の認定を申請する者	2万7,000円
法第86条の8第3項の規定による2以上の工事の全体計画の変更に関する特例の認定を申請する者	2万7,000円
法第87条の2第1項の規定による2以上の工事の全体計画に関する認定を申請する者	2万7,000円
法第87条の3第6項の規定による興行場等の使用の許可を申請する者	12万円
令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2万7,000円
令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2万7,000円

(手数料の徴収時期)

第9条 手数料は、申請又は通知の際に徴収する。

(手数料の不還付)

第10条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めたときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沼田市建築基準法関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前にされた申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

